

尾熊議員（公明党）

令和2年2月26日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）高校の入学金補助について

国は教育を受ける機会の平等を図るため、私立高校の授業料無償化を年収590万円まで引き上げた。県も国と同様の考えを受け、入学金の支給額の上限18万円を350万円までに引き上げることが評価する。

しかし、教育を受ける機会の平等を図るという大きな考えで判断していけば、公立・私立を問わず350万円まで免除するのが適当であると考えているが、教育長の認識を伺う。

（答）

学校教育法の逐条解説によりますと、入学料は、「入学に伴って必要な学校側の手続、準備のための人件費、印刷費、通信費等に要する諸経費」となっております。

繰り返しとなりますが、県教育委員会といたしましては、今年度、経済的に困難な状況にある非課税世帯を対象とした入学料の免除制度を設けたところであり、当面この制度の利用状況等を注視してまいりたいと考えております。